

## 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

### ◆健全化判断比率◆

(単位：%)

	健全化判断比率(※5)	早期健全化基準(※6)	財政再生基準(※7)
実質赤字比率(※1)	—	13.10	20.00
連結実質赤字比率(※2)	—	18.10	30.00
実質公債費比率(※3)	9.5	25.0	35.0
将来負担比率(※4)	96.9	350.0	

備考 健全化判断比率の欄において、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記しています。

### ◆資金不足比率◆

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率(※8)	経営健全化基準(※9)
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計(公共下水道)	—	20.0
下水道事業会計(農業集落排水)	—	20.0

備考 資金不足比率の欄において、資金の不足額がない場合は、「—」と表記しています。

### ◆総括◆

令和元年度決算に基づく豊見城市の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、すべての指標において「早期健全化基準」及び「経営健全化基準」を下回っております。  
今後も、これまで以上に健全な財政運営に努めてまいります。

### 【用語説明】

※1 実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(※10)に対する比率
※2 連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模(※10)に対する比率
※3 実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模(※10)を基本とした額に対する比率
※4 将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(※10)を基本とした額に対する比率
※5 健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称
※6 早期健全化基準	健全化判断比率のいずれかがこの基準を超えた場合、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政健全化に取り組まなければならない。
※7 財政再生基準	実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかがこの基準を超えた場合、「財政再生計画」を策定し、国等の関与による確実な財政再生に取り組まなければならない。
※8 資金不足比率	公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率
※9 経営健全化基準	資金不足比率がこの基準を超えた場合、「経営健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による経営健全化に取り組まなければならない。
※10 標準財政規模	標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模